

## 介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見（案）

（平成18年12月4日  
社会保障審議会福祉部会）

本部会は、1988年（昭和63年）の社会福祉士及び介護福祉士法の施行から現在18年が経過している介護福祉士制度及び社会福祉士制度について、その後の介護や社会福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、本年9月以降4回にわたって審議を行い、「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」を取りまとめた。

介護福祉士制度については、2006年（平成18年）1月に、厚生労働省社会・援護局長の私的懇談会として「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」が設置され、8回にわたり外部の有識者によるプレゼンテーションも含め広範囲にわたる検討を行った結果として、7月に報告書が取りまとめられている。

報告書においては、制度施行後の介護福祉士を取り巻く状況の変化について整理した上で、求められる介護福祉士像、資格制度の在り方等について提言が行われていることから、本部会としては、これを踏まえつつ、介護福祉士制度の具体的な在り方について審議を行った。

また、社会福祉士制度については、本部会において、制度施行後の社会福祉士を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、社会福祉士制度の現状と課題について整理を行った上で、これを解決していくための社会福祉士制度の見直しの方向性について審議を行った。

本意見書は、介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関わる事項のうち、特にその養成の在り方を中心として、法律改正も視野に入れつつ、取りまとめを行ったものである。

介護福祉士、社会福祉士を始めとする福祉人材の確保については、本部会において引き続き審議を行い、社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直し等について、検討を行っていくこととしている。

厚生労働省においては、本部会の意見を踏まえ、制度の見直しが必要な事項についての法律改正案を次期通常国会に提出するなど、改革に早急に取り組み、着実に実行されたい。

## 【 目 次 】

第1	介護福祉士制度の在り方について	4
Ⅰ	介護福祉士制度の見直しに当たっての基本的視点	4
Ⅱ	求められる介護福祉士像	5
Ⅲ	介護福祉士の養成の在り方	7
1	資格取得方法の見直しに係る基本的考え方	7
(1)	介護福祉士の資格取得方法に係る現行体系	7
(2)	介護福祉士の資格取得方法の一元化	7
2	それぞれの資格取得ルートの在り方	9
(1)	養成施設ルート	9
(2)	実務経験ルート	9
(3)	福祉系高校ルート	10
3	実習の在り方	12
4	国家試験の在り方	12
5	専門介護福祉士（仮称）の検討	14
6	その他	14
(1)	通信課程の取扱い	14
(2)	実務経験の取扱い	15
(3)	その他のルートの取扱い	15
(4)	介護現場における医療提供の在り方	16
7	実施時期	17
Ⅳ	介護の担い手の人材確保	17
第2	社会福祉士制度の在り方について	19
Ⅰ	社会福祉士制度の現状と課題	19
1	社会福祉士制度の現状と課題	19
2	社会福祉士を取り巻く状況の変化	20

Ⅱ	社会福祉士の養成の在り方	21
1	社会福祉士の養成の現状と課題	21
2	教育カリキュラムの在り方	22
	(1) 教育カリキュラムの在り方	22
	(2) 実習の在り方	23
3	それぞれの資格取得ルートの在り方	24
	(1) 福祉系大学等ルート	24
	(2) 行政職ルート	25
	(3) 社会福祉主事としての任用資格を有する者による社会福祉士 資格の取得の取扱い	25
4	実施時期	26
Ⅲ	社会福祉士の任用・活用の在り方	26
第3	終わりに	29

[参考]

	社会保障審議会福祉部会委員名簿	30
	社会保障審議会福祉部会開催経過	31
	(参考資料1) 介護福祉士制度の概要	32
	(参考資料2) 介護福祉士資格の取得方法の見直しの全体像	34
	(参考資料3) 介護福祉士の教育カリキュラムの見直し	35
	(参考資料4) 社会福祉士制度の概要	36
	(参考資料5) 社会福祉士資格の取得方法の見直しの全体像	38

## 第1 介護福祉士制度の在り方について

### I 介護福祉士制度の見直しに当たっての基本的視点

- 介護福祉士は、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって介護を行うこと等を業とする名称独占の国家資格であり、1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまで、約54.8万人が資格を取得している。また、介護保険の施設サービスで就労する介護職員の約4割、在宅サービスで就労する介護職員の約2割が介護福祉士となっているなど、今日、介護福祉士は、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在となってきている。
- 一方、介護福祉士制度の施行から現在に至るまでの間に、高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況は大きく変わってきている。

2000年（平成12年）からの介護保険制度の施行とその後の見直しの中で、個室・ユニットケアの特別養護老人ホーム、要介護状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるような小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス拠点など、個別ケアや認知症ケア等の新しいケアモデルに対応できるサービスの構築が進められてきている。

また、2003年（平成15年）の障害者支援費制度の施行及び2006年（平成18年）の障害者自立支援法の施行の中で、障害者に対するケアにおいても、利用者本位のサービス体系への再編が進められる中で、地域生活支援、就労支援といった側面をより一層重視したケアが求められるようになってきている。

介護福祉士には、このような高齢者及び障害者に対する新しいケアに対応できるような資質の確保及び向上が求められていると言える。
- 一方で、総人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる中で、少子高齢化が急速に進展しており、2015年（平成27年）にはいわゆる「団塊の世代」がすべて65歳以上となり、2025年（平成37年）には75歳以上の後期高齢者が現在の約1千万人から約2千万人に倍増するなど、今後とも高齢者介護のニーズは増大することが見込まれている。

また、障害者に対するサービスにおいても、2003年（平成15年）の障害者支援費制度の施行以降、利用者が急増してきている。

このような中で、高齢者及び障害者に対する介護の担い手となる人材の確保は継続する重要課題であり、介護福祉士には、その資質の確保及び向上のみならず、介護の担い手としての量的確保が求められていると言える。

- 本部会においては、「高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえつつ、専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、介護の担い手の人材確保の側面とを如何に調和させていくのか」という観点を基本に据えつつ、介護福祉士制度の在り方について検討を行った。

## II 求められる介護福祉士像

- 前述の検討会報告書においては、介護福祉士制度の施行から現在に至るまでの高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者及び障害者に対する新しいケアに対応できるような、これからの介護福祉士の養成に当たっての目標について、以下の12項目のとおり整理が行われている。

- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ・政策にも対応できる
- ④ 施設・地域（在宅）を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- ⑦ 他職種との協働によるチームケア
- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

- 今後、本部会に限らず、介護福祉士制度の見直しに係る具体的事項について検討を行っていく様々な場においても、この「求められる介護福祉士像」を実現していくことが最終的な目標であるということを経験した上で、検討を行っていくべきである。

- 例えば、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについては、専門家・実践者による作業チームにおいて検討が行われている。

具体的には、まずは教育カリキュラムの見直しについて、高等学校卒業者等が養成施設等において2年以上必要な知識及び技能を学ぶ課程（以下「養成施設2年課程」という。）における時間数（1,800時間）及びその具体的な教育内容を基準としつつ、他の課程における時間数やその具体的な教育内容について検討が行われ、中間的な取りまとめが行われている。

引き続き、それぞれの課程における具体的な教育内容に加え、教員要件、施設設備基準、実習施設の要件、実習指導者の要件のほか、介護福祉士の養成課程同士の間での既修得科目の認定や社会福祉士等の他の福祉関係職種の養成課程との間の単位認定についても検討を行っていくこととされているが、検討に当たっては、「求められる介護福祉士像」を実現していくことが最終的な目標であるという姿勢を基本としていくべきである。

- なお、教育カリキュラムについては、今回の見直しの後においても、介護ニーズの変化のほか、新教育カリキュラムを履修した者の資格取得後の就労状況、介護現場における状況、資格取得後の研修等の受講状況等を踏まえ、今後、定期的に見直しを行っていくこととするべきである。

- また、介護福祉士制度の施行後の高齢者介護や障害者福祉を取り巻く状況の変化を踏まえ、法律上の介護福祉士の役割、責務等についても、見直しを行っていくべきである。

例えば、

- ・ 現行の定義規定の中では「入浴、排せつ、食事」の身体介護が例示されているが、実際の介護現場においては心理的・社会的支援の側面も重要であり、これを明示すべきではないか
- ・ チームとして介護を提供する中での介護福祉士の位置付けや担うべき役割について、これを明示すべきではないか
- ・ 業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない旨の規定が置かれているが、福祉サービスが普遍化する中で福祉関係者との連携も重要であり、これを明示すべきではないか

といった指摘がなされているところであり、これを踏まえ、見直しについて検討を行う必要がある。

### Ⅲ 介護福祉士の養成の在り方

#### 1 資格取得方法の見直しに係る基本的考え方

##### (1) 介護福祉士の資格取得方法に係る現行体系

- 現在、介護福祉士の資格取得方法としては、大きく分けて、以下の3つのルートがある。
  - ・ 厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得するルート（以下「養成施設ルート」という。）
  - ・ 3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格して資格を取得するルート（以下「実務経験ルート」という。）
  - ・ 福祉系高校を厚生労働大臣が定める教科目及び単位数を修めて卒業した後に、国家試験に合格して資格を取得するルート（以下「福祉系高校ルート」という。）
  
- 1988年（昭和63年）の制度施行から現在に至るまでの資格取得者約54.8万人のうち、養成施設ルートが約20.6万人で約4割を、実務経験ルート及び福祉系高校ルートが約34.2万人で約6割を占めている。
  
- 介護福祉士資格は名称独占資格であり、介護に係る専門的能力を有する人材の養成・確保のためには、介護業務に従事する者が介護福祉士の資格を取得することを通じてその資質を向上させることが求められていることから、介護福祉士資格の取得方法としては、
  - ・ 就労前に集中的に勉強した上で資格を取得するとして、養成施設ルート・福祉系高校ルートが、
  - ・ 働きながら勉強して資格を取得することも可能なルートとして、実務経験ルートが、それぞれ設けられている。

##### (2) 介護福祉士の資格取得方法の一元化

- 介護福祉士の国家資格については、「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」と位置付けた上で、介護福祉士は「資格を取得した後も、介護を取り巻く環境の変化や介護技術の進歩等に対応するた

めに、生涯にわたって自己研鑽し、知識・技能を向上させる」という姿を考えていくべきである。

- 先に述べたとおり、介護福祉士については、従来重視されてきた入浴、排せつ、食事等の身体介護のみならず、認知症高齢者に対応できるケアや障害者の自立支援に対応できるケアといった新しいケアへの対応のほか、他職種との協働によるチームアプローチによる入所者等の重度化や看取りへの対応も求められている。

このような中で介護福祉士の資質の確保及び向上を図っていくためには、

- ・ 資格取得に当たってのそれぞれの教育プロセスにおける教育内容や実務経験を充実した上で、その水準を統一するとともに、
- ・ 資格を取得するためにはすべての者は一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法の一元化を図るべきである。

- 資格取得方法の一元化に関しては、現在ある養成施設ルート、実務経験ルート及び福祉系高校ルートの3つのルートのうち、特に福祉系高校ルートの取扱いが大きな議論となった。

具体的には、大きく分けて、

- ・ 対人専門職として求められる人間性・倫理性の涵養のためには人生経験を積むべきであり、高等学校を卒業した後に2年以上の専門教育を受けて、国家試験を受験する仕組みとするべきとする意見と、
- ・ 一定水準以上の教育内容が担保されることを前提とすれば、ボランティア等を通じて小さいときから福祉に対して素養を持って育ってきた者等が高等学校で福祉の途を志し、介護福祉士の資格を取るために努力する福祉系高校ルートを排除すべきではなく、むしろ年齢や職務経験の観点から見ても多様な人材が介護福祉士となる途が確保されていることは、利用者やその家族の視点からしても意義のあることであるとする意見とがあった。

- この点についてさらに議論を深めた結果、

- ・ それぞれのルートの教育プロセスにおける教育内容や実務経験について、科目名や時間数のみならず、教員要件等も含めた教育の内容について同等の水準が制度的に担保されることを前提として、多様な人材が介護福祉士として実際の介護現場に入ってくるような途を広く開いておくことが望ましく、



- ・ 養成施設ルート、実務経験ルート及び福祉系高校ルートの3つのルートを残しつつ、すべての者について一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するという形で一元化を行い、資格全体のレベルアップを図ることが適当であるとの意見が大勢であった。

## 2 それぞれの資格取得ルートの在り方

### (1) 養成施設ルート

- 養成施設ルートについては、養成課程における教育内容を充実した上で、養成施設卒業者は資格取得するために新たに国家試験を受験する仕組みとするべきである。
- 教育内容の充実については、具体的には、養成施設2年課程については、現行の1,650時間の課程を1,800時間の課程に充実することとし、その他の課程についても、養成施設2年課程の新しい教育内容を基準としつつ、
  - ・ 福祉系大学・社会福祉士一般養成施設・社会福祉士短期養成施設卒業者等が養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を学ぶ課程については、現行の900時間の課程を1,080時間程度の課程に、
  - ・ 保育士養成施設卒業者等が養成施設等において1年以上必要な知識及び技能を学ぶ課程については、現行の930時間の課程を1,155時間程度の課程に、それぞれ充実することとするべきである。
- その際、介護技術講習会を受講した者には国家試験の実技試験が免除される現行の仕組みの中で修得される技能と比較して、同等程度の技能の獲得が養成課程において担保されているものと考えられるルートについては、実技試験を免除する取扱いとすることが考えられることから、本ルートについては実技試験を免除することとするべきである。
- なお、養成施設ルートについては、将来的には養成施設2年課程の教育年限を3年としていくことが望ましいという意見もあった。

### (2) 実務経験ルート

○ 実務経験ルートについては、実務経験に加え、理論的・体系的に必要な知識及び技能を学ぶ養成課程を経た場合に、国家試験を受験することができる仕組みとするべきである。

○ 具体的には、現行の3年以上の介護等の業務に関する実務経験に加え、600時間程度の課程（通常6月以上の課程となり、通信課程の場合にあつては1年以上の課程となる。）を経た場合に、国家試験の受験資格を付与する仕組みとするべきである。

その際、養成施設ルートの場合と同様の理由から、本ルートについても実技試験を免除することとするべきである。

○ また、2006年（平成18年）度から、介護保険制度においては、施設・在宅を問わず介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として行われる介護職員基礎研修が導入されている。

介護職員基礎研修課程を修了している者（訪問介護員養成研修課程を修了した現任者等であつて、研修科目等を一部免除して修了している者を含む。）は、あらかじめ理論的・体系的に必要な知識及び技能を修得した上で、介護等の業務に関する実務経験を経ることとなるものであることから、2年以上の実務経験を経た場合に、国家試験の受験資格を付与する仕組みとするべきである。その際、実技試験を免除する取扱いとはするべきではない。

なお、介護福祉士養成課程における教育カリキュラムの見直しの実施に併せ、介護職員基礎研修についても、教育時間、教育内容等の在り方について検討を行っていくべきである。

### (3) 福祉系高校ルート

○ 福祉系高校ルートについては、実習時間数を拡充するなど、教育内容を大幅に充実することとするべきである。

○ 具体的には、現行制度においては、高等学校3年間の課程は1,190時間の課程、高等学校専攻科2年間の課程は1,155時間の課程とされているが、これを養成施設ルートと同様の1,800時間の課程まで充実するとともに、高等学校3年及び専攻科1年の4年間の課程でこれを行うことも認めるべきである。

また、このうち実習時間数についても、介護現場における実習のほかには校内での知識及び技能の修得に係る時間も含めて210時間の中で、学校の裁量で実施することとされている現行の取扱いを改め、養成施設ルートと同等の450時間の時間数まで充実することとするべきである。

その際、養成施設ルートの場合と同様の理由から、本ルートについても実技試験を免除することとするべきである。

- また、上記のような見直しは教育内容の大幅な充実を求めるものであることから、現行の1,190時間又は1,155時間の課程を基本的に維持することを時限措置として認め、当該課程を卒業した者は、卒業後に9月以上の介護等の業務に関する実務経験を経た場合に、国家試験を受験することができる途も認めるべきである。その際、実技試験を免除する取扱いとするべきではない。

ただし、現に1,190時間又は1,155時間の課程を設けている福祉系高校に対する上記のような措置は、新制度の導入に伴う経過的な措置であり、教育カリキュラム及び資格取得体系についての更なる見直しの検討と併せ、将来、廃止する方向で検討するべきである。

- なお、福祉系高校ルートについては、養成施設ルートにおける教育内容の充実を踏まえつつ、介護サービスの高度化や地域における生活支援・就労支援を重視したケアに対応できる教育内容をより確実に担保していくことが可能な、高等学校3年に専攻科を加えた課程に限定していくべきであるという意見もあった。

- また、介護福祉士資格の取得方法の一元化に当たっては、一定水準以上の教育内容が担保されることが前提であることから、福祉系高校については、単に教科目及び単位数のみならず、例えば教員要件、教科目の内容等について、養成施設と同等の水準が制度的に担保されるように、新たに基準を課すとともに、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとするべきである。

- なお、例えば教員要件については、教育カリキュラムの見直しを踏まえ、養成施設の教員要件の見直しについて検討し、これを踏まえて福祉系高校の教員要件についても検討していくこととなるが、その際、高等学校教諭の場合には教育職員免許の取得が必須とされている等の仕組みの違いを踏まえ、

必要に応じて経過措置を講ずる等の配慮についても検討していくことが必要である。

具体的な要件については、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて検討する専門家・実践者による作業チームの中で、検討していくべきである。

### 3 実習の在り方

○ 実習は、介護現場における実践を通じて学習した知識及び技能の確認を行うとともに、利用者やその家族との関わりを通じて対人援助におけるコミュニケーションを学べる貴重な場であり、また、実際に介護の現場に参画することで、多職種協働の在り方を学ぶことができるなど、介護福祉士の養成課程において非常に重要な要素となっているものである。

○ 効果的な実習が実施されるためには、多様な介護現場で実習が行われるとともに、養成施設等と実習施設とが、それぞれ役割を担って積極的に取り組んでいくことが求められている。

特に、養成施設等における知識及び技能の教育と実習施設における介護実践とが連動することにより、単に実習が充実されるのみならず、実習施設としての体制整備が進められることで、施設における介護サービスの質の向上も期待できる。このような養成施設等と実習施設との連携については、養成施設等と実習施設との一体的な実習の運営体制が確保されている場合に、より効果が発揮されるものと考えられる。

実習施設の確保の観点からも、養成施設等と実習施設との連携を推進する方策とともに、施設側が率先して実習施設となるような方策についても、検討していくことが必要である。

○ なお、実習施設の要件、実習指導者の要件等については、上記のような実習の意義を踏まえつつ、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて検討する専門家・実践者による作業チームの中で、検討していくべきである。

### 4 国家試験の在り方

○ 介護福祉士資格について、資格を取得するためにはすべての者は国家試験

を受験するという形で一元化を図っていく以上、介護福祉士の資質の確保及び向上のためには、教育カリキュラムの見直しだけでなく、そこで修得した知識及び技能を確認するための国家試験の在り方の見直しが、重要な検討課題となってくる。

#### (筆記試験の在り方)

- 介護福祉士の国家試験は筆記試験と実技試験から構成されているが、筆記試験については、教育カリキュラムの見直しへの対応に併せ、介護福祉士として必要とされる知識及び技能を総合的に評価できるような内容となっているかどうかについて、検証を行っていくことが必要である。
- 国家試験の在り方が養成課程における教育内容を規定してしまう側面があることは否定できないことから、対人援助を行う専門職である介護福祉士の国家試験の在り方については、
  - ・ 単に知識の暗記を問うだけでなく、介護に関わる理念の理解や実際の状況に応じた判断力を確認できるような問題としていくべきではないか
  - ・ 介護福祉士として身に付けておく必要のある倫理観や介護に関わる理念等については、介護福祉士のもっとも基本となる資質であるので、国家試験の出題内容として位置付けていくべきではないか
  - ・ 介護実践において基本となるような知識を問うものについては、繰り返し出題することとしてもよいのではないかと  
といった観点も踏まえつつ、検討を行っていくべきである。
- 具体的には、出題基準を含む国家試験の在り方についても、介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて検討する専門家・実践者による作業チームの検討事項として、検討を行っていくべきである。

#### (実技試験の在り方)

- また、実技試験については、現在、32時間の介護技術講習を修了した者については、3回に限り実技試験を免除する措置が講じられている。
- 介護技術講習会を受講した者には実技試験が免除される現行の仕組みの中で修得される技能と比較して、同等程度の技能の獲得が養成課程において担保されているものと考えられるルートについては、実技試験を免除する取